

平成二十八年一月四日提出
質問第一一一号

低年金者への上乗せ給付である福祉的給付に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

低年金者への上乗せ給付である福祉的給付に関する質問主意書

税と社会保障の一体改革で、消費増税十パーセント時に、低年金者及び一定の障害年金・遺族年金受給者に対して、年金を上乗せ支給するいわゆる福祉的給付を実施することが決定した。当該法律も成立している。この対策の狙いと対象者と増える金額など、詳細をお示し願いたい。本対策は年間六千億円が見込まれているが、それは現在も変更はないか。消費増税十パーセント時に本対策を実施することはいささかも変更はないか。また、本対策の財源を軽減税率の財源に使うことはないか。

右質問する。